

副

令和3年(ワ)第673号 女川原子力発電所運転差止請求事件

原 告 原 伸 雄 外16名

被 告 東 北 電 力 株 式 会 社

令和4年8月9日

最終準備書面

仙台地方裁判所 第2民事部E係 御中

被告訴訟代理人弁護士 三 島 卓 郎

同 真 田 昌 行

同 上 林 佑

同 佐 藤 康 浩

同 真 田 昌 実

同 小 野 浩

同 石 井 慎 也



同 及 森 善 弘



同 山 内 喜 明



同 吉 田 宏 喜 謙



同 村 澤 克 典



目次

第1	はじめに	4
第2	本件2号機の安全確保対策	5
第3	原子力災害対策に係る基本的な考え方等	7
1	緒論	7
2	原告らの主張が妥当性を欠くこと	9
第4	人格権侵害の具体的危険の主張立証の欠如	12
1	緒論	12
2	人格権に基づく差止請求の要件と主張立証責任	12
3	人格権侵害の具体的危険の主張立証の欠如	13
4	原告らの人格権侵害に関するその他の主張が失当であること	15
第5	結論	22

頭書事件について、被告は、下記のとおり陳述する。

なお、下記においては、被告がすでに提出した書面の記載例に倣って、適宜略称を用いるものとする。

記

第1 はじめに

本件は、原告らが、避難計画の不備を理由に、人格権に基づく妨害予防請求として、本件2号機の運転差止を求めている事案である。

しかし、すでに被告が繰り返し主張しているとおり、人格権に基づく差止請求が認められるためには、人格権侵害による被害が生じる具体的危険の存在が必要であり、その主張立証責任は原告らが負っているところ、原告らは、避難計画の不備について縷々主張するだけで、前提となる本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険については何ら主張立証を行っていないのであるから、避難計画に関する原告らの指摘の当否を論ずるまでもなく、原告らの請求が棄却されるべきことは明らかである。

以下においては、本件2号機は多様な安全確保対策により安全性が十分確保されていること（後記第2）、また、本件2号機に係る原子力災害対策が具体的かつ合理的であることが認められており、これに何らかの改善点があるとしても、それによって避難計画に実効性がないという帰結が導かれるものではないこと（後記第3）について述べ、さらに、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険について何ら主張立証を行っていない原告らの請求は棄却されるべきであることについて述べる（後記第4）。

第2 本件2号機の安全確保対策

本件2号機は、多様な安全確保対策によって、その安全性が十分確認されており、そもそも放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険は認められない。

原子力発電所の安全確保とは、放射性物質による周辺公衆への影響を防止する観点から、多重の障壁により放射性物質を閉じ込め、万が一異常が発生した場合においても、放射性物質を障壁内に確実に閉じ込めることにより、放射性物質を環境へ異常に放出する事態を防止することであるから、原子力発電所の安全確保においては、放射性物質を閉じ込める機能を維持することが重要となる。以下、本件2号機の安全確保対策について述べる。

本件2号機の事故防止に当たっては、まず、原子炉の安定した運転を維持し、そもそも異常が発生すること自体を未然に防止することが極めて重要である。そこで、被告は、本件2号機において、異常発生の防止のため、原子炉の運転を安定的な状態に維持するための対策のほか、放射性物質を閉じ込める機能を有する設備の健全性を確保する対策を講じている（異常発生防止対策）（答弁書72頁～75頁）。

そして、上記異常発生防止対策を講じたにもかかわらず、何らかの原因により運転中に異常が発生した場合には、その異常が拡大して事故に至ることを防止することが重要である。そこで、被告は、本件2号機において、何らかの異常が発生した場合、これを早期かつ確実に検知し、必要に応じて原子炉を停止し、停止後に発生する炉心の崩壊熱を除去するなどの対策を講じている（異常拡大防止対策）（答弁書75頁～78頁）。

また、本件2号機では、上記のとおり、異常の発生及びその拡大防止のいずれについても十分な対策を講じているため、放射性物質を環

境へ異常に放出するという事態を防止することができるが、その上で、周辺公衆の安全確保に万全を期するため、被告は、異常の発生及びその拡大防止対策が機能しなかった場合であっても、原子炉を「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」ための対策も講じている（放射性物質異常放出防止対策）（答弁書79頁～82頁）。

被告は、以上のような事故防止の観点から、本件2号機に安全上重要な設備を設けている。この安全上重要な設備については、被告は、その機能が損なわれないようにするために、本件2号機を建設する地点の自然的立地条件を十分に踏まえて設計及び建設を行っており、建設以降も最新の知見、調査等に基づいた評価・検討を行い、これら最新の知見、調査等の結果を前提としても本件2号機が十分な安全性を有していることを確認している（答弁書82頁～95頁）。

上記のとおり、本件2号機において、安全上重要な設備がその機能を喪失し、放射性物質が環境へ異常に放出される事態が発生することはおよそ考えられないが、被告は、新規制基準を踏まえて、万が一事故防止に係る安全確保対策が功を奏しない場合においても放射性物質を閉じ込める機能を維持できるようにするため、たとえば、電源確保対策の強化や緊急時に炉心の冷却を行う設備がその機能を喪失した場合にこれらを代替する設備を設けることなどにより、炉心の著しい損傷や格納容器の破損を確実に防止する更なる対策を講じている。加えて、故意による大型航空機の衝突等のテロリズムにより生ずる事態も想定し、その場合でも環境への放射性物質の異常な放出を抑制するための手段も講じている（答弁書95頁～103頁）。

なお、被告は、答弁書（42頁、102頁）において、本件2号機について、令和2年2月26日に原子炉等規制法43条の3の8に基づく原子炉設置変更許可を受けた旨を述べたが、令和3年12月23

日には同法43条の3の9に基づく設計及び工事の計画の認可を受けるに至り、原子炉の基本設計に加えて具体的な詳細設計及び工事方法が新規制基準に適合していることを原子力規制委員会により確認されている（乙第8号証）。

第3 原子力災害対策に係る基本的な考え方等

1 緒論

答弁書のⅢの第8の2（109頁～118頁）で述べたとおり、我が国においては、避難計画等の策定は国や地方公共団体の責務とされているところ、その責務に従い、本件発電所にかかるUPZ内の地方公共団体はそれぞれ避難計画を策定済みである。

避難計画を含む女川地域の緊急時対応は、令和2年3月に開催された第1回女川地域原子力防災協議会において、原子力災害対策指針等に照らし、その内容が具体的かつ合理的なものとなっていることが確認されており、その後、令和2年6月に開催された第2回女川地域原子力防災協議会においても、新型コロナウイルス感染拡大を受けて改定された女川地域の緊急時対応の内容について具体的かつ合理的であることが確認された。そして、同月に開催された第10回原子力防災会議でその内容について了承され、合理性が認められている。

また、都道府県防災会議及び市町村防災会議は、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならないとされている（原子力災害対策特別措置法第28条、災害対策基本法第40条、第42条）。そして、原子力災害対策指針は、「そもそも防災とは、新たに得られた知見や把

握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものである。」（乙第7号証84頁）としており、国及び地方公共団体がかかる指針に基づいて避難計画の見直しを行っていくのは当然であるが、被告としても、防災対策については、訓練等による検証等を積み重ねながら、実効性の向上に向けた取り組みを継続し、より充実を目指していく所存である。

上記のとおり、本件発電所にかかるUPZ内の地方公共団体はそれぞれ避難計画を策定済みであり、避難計画を含む女川地域の緊急時対応は具体的かつ合理的であることが認められているところ、避難計画は訓練等による検証等を積み重ねながら、実効性の向上に向けて不断の見直しを行うべきものであるから、これに何らかの改善点があるとしても、それによって直ちに避難計画に実効性がないという帰結が導かれるものではない。

原告らは、現時点で避難計画に不備があるとして縷々主張しているが、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生した場合でも、緊急時モニタリングによる測定結果から対象地区を特定して段階的に一時移転等を実施することになっているから（乙第1号証「女川地域の緊急時対応」12頁の「原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置」、乙第7号証「原子力災害対策指針」17頁の「図1 防護措置実施のフローの例」及び72頁の「①避難及び一時移転」）、UPZ内全域の住民に一斉に避難指示が出されることを前提とする原告らの主張は、その前提それ自体が誤っている。

さらに、以下のとおり、原告らの避難計画に関する主張は多くの点で妥当性を欠くものである。

2 原告らの主張が妥当性を欠くこと

(1) 原告らは、「本来避難計画を主導・支援すべき国（内閣府）の姿勢は曖昧であり実効性の確保に寄与していない」（原告ら第5準備書面12頁）と主張する。

しかし、内閣府は、県や市町村の防災会議が地域防災計画及び避難計画を策定するにあたって、これらの計画を具体化・充実化させる支援を行っている。具体的には、計画策定当初から政府がきめ細かく関与し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、地域が抱える課題をともに解決するなど、国が前面に立って支援するとともに、緊急時に必要となる資機材等については、国の交付金等によって支援している。また、内閣府は、一旦作成した計画についても、確認・支援を継続して行い、訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化をしていくことになっている。

したがって、国（内閣府）は、地域防災計画及び避難計画の策定・改善強化を主導・支援することで、その実効性の向上に寄与しているのであるから、「国（内閣府）が実効性の確保に寄与していない」とする原告らの主張は失当である。

(2) 原告らは、「女川地域原子力防災協議会の『確認』は実効性のない避難計画を実効性があるかのように仮装するものである」（原告ら第6準備書面1頁）と主張する。

しかし、避難計画を含む女川地域の緊急時対応は、国（内閣府、原子力規制庁を含む関係省庁）、関係地方公共団体及び警察等が参加した女川地域原子力防災協議会の中核である作業部会を合計26回開催し、その中で十分に検討された上で取りまとめられており、その後、女川地域原子力防災協議会において、原子力災

害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることが確認されている。

したがって、避難計画は、この作業部会において十分に検討された上で、女川地域原子力防災協議会において具体的かつ合理的であることが確認されているのであるから、「女川原子力防災協議会の確認は実効性のない避難計画を実効性があるかのように仮装するものである」とする原告らの主張は失当である。

(3) 原告らは、「県と市が国のお墨付きによって実効性が確保されたという姿勢を取り、問題点の追及をなおざりにし、国もそれを歓迎し、両者の馴れ合いの結果、計画と現場の乖離は埋められないままとなった」(原告ら第8準備書面5頁)、「県も市も国のお墨付きを得て実効性が確保されると内外に宣言し、今さら実効性がないとは言えず、重要課題を放置したまま実効性を仮装し続けなければなら(ない)」(原告ら第8準備書面16頁)、「自縛自縛による実効性の仮装に他ならない」(原告ら第8準備書面20頁)などと主張する。

しかし、上記(2)のとおり、避難計画は、作業部会において十分に検討された上で、女川地域原子力防災協議会において具体的かつ合理的であることが確認されている。

また、国、関係地方公共団体及び原子力事業者は、今後も引き続き緊密に連携しながら、訓練などを通じて避難計画を含む女川地域の緊急時対応を継続的に検証・改善し、避難計画の実効性を向上させていくこととしている。

したがって、原告らの上記主張もまた失当である。

(4) 原告らは、「本件において、避難計画が存在することによって、避難計画が存在しないよりも却って無用な被ばくを強いられる

おそれがある」（原告ら第7準備書面14頁）と主張する。

原告らの上記主張は、指示に基づかない避難が発生することで極端な交通渋滞が発生することを前提としていると思われる。しかし、女川地域においては地方公共団体による避難計画の周知が図られており、さらに、毎年宮城県主催の原子力防災訓練が実施され、令和4年2月には国が主体となって実施する原子力総合防災訓練も行われている。このように原子力災害対策の周知・訓練が実施されていることからすれば、住民の大多数が一斉避難することによって極端な交通渋滞が発生するなどということは考え難い。

したがって、避難先や避難手段等を定めた避難計画がなければ避難において混乱を極めることは必至であり、避難計画がない方が被ばくを避けられるという原告らの主張は失当である。

(5) なお、実際には令和元年11月13日に実施された宮城県原子力防災訓練において避難車両が検査場所を通過するのに要する時間の検証が行われているにもかかわらず（甲B第10号証の17の3）、「平成元年からの32年間、通過に要する時間を検証していないことには驚かざるを得ない」（原告ら第8準備書面13頁）と主張するなど、原告らの主張には事実に反する点も見られる。

(6) 以上のとおり、原告らの主張は妥当性を欠いており、そもそも原告らの避難計画に関する認識は、不十分であると言わざるを得ないものである。

第4 人格権侵害の具体的危険の主張立証の欠如

1 緒論

人格権に基づく差止請求が認められるためには、人格権侵害による被害が生じる具体的危険の存在が必要であり、その主張立証責任は原告らが負っているところ、原告らは、避難計画の不備について縷々主張するだけで、前提となる本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険については何ら主張立証を行っていないのであるから、避難計画に関する原告らの指摘の当否を論ずるまでもなく、原告らの請求が棄却されるべきことが明らかであることは答弁書のⅢの第9（129頁～137頁）で述べたとおりである。

以下においては、この点について改めて述べるとともに、原告らの第4準備書面乃至第9準備書面に基づく主張のうち「避難計画の不備が原発差止訴訟において独立した差止事由となる」との主張が失当であることについて補足する。

2 人格権に基づく差止請求の要件と主張立証責任

原告らは、本件において、人格権に基づく本件2号機の運転差止を請求しているが、人格権に基づく差止請求が認められるためには、人格権侵害による被害の危険が切迫していることという要件を充たす必要がある。そして、本件のような妨害予防（排除）請求は、将来発生するか否か不確実な侵害の予測に基づいて相手方の権利行使を制約しようとするものであるから、単に論理的ないし抽象的な危険の存在だけでは足りず、人格権侵害による被害が生じる具体的危険の存在が必要となる。

また、本件が民事裁判である以上、民事裁判における主張立証責任の一般原則に従い、請求が認められるための要件についての主張

立証責任は原告らにあり、原子力発電所に関する裁判においてもこの理を変更すべき理由はなく、主張立証責任の所在を転換した裁判例も存在しない。

3 人格権侵害の具体的危険の主張立証の欠如

(1) 原告らは、人格権侵害の具体的危険について、実効性のある避難計画が策定されないまま被告が本件2号機を運転することにより、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生したときに、原告らが危険かつ一層困難な避難を強いられ、無用な被ばくを強いられる危険性がある旨主張している。

そうすると、原告らの主張する人格権侵害の具体的危険は、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生することを前提としているから、避難計画の実効性の欠如により人格権侵害の具体的危険が存在すると認められるためには、その前提として、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険が認められる必要があることとなる。

それにもかかわらず、原告らは、避難計画の不備について主張することに終始しており、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険について何ら主張立証を行っていない（なお、そもそも本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険が認められないことは、前記第2のとおりである。）。

(2) 原告らは、「原告らが放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険を主張・立証できる、できないにかかわらず、重大事故の発生の可能性があることを前提に避難計画を議論すべき」（原告ら第5準備書面4頁）、「被告が、『多様な安全確保

対策によって、その安全性が十分確認されている。したがって、本件 2 号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険は存在しない』(中略)と考えているとすれば、極めて危険なことである。その慢心が重大事故は起きるはずがないとの安全神話（企業内意識）を生み、最悪の事態への想定を欠如させ、その予兆を敏感に受け止める感覚を欠落させるからである。」(原告ら第 5 準備書面 6 頁)、「今ここで規制委員会の『合格』を得たことによって『多様な安全確保対策によって、その安全性が十分確認されている。したがって、本件 2 号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険は存しない』(中略)と主張するようになったということは、福島第一原発の事故の教訓のみならず、紙一重で福島第一原発と同じ運命をたどった自らの体験に基づく教訓も投げ捨てていることになる。これらの体験から何も学ばず、最悪の事態への想定を早くも放棄しているのであれば、それが『具体的危険』である。」(原告ら第 5 準備書面 9 頁)などと主張している。

しかし、原子力発電所の運転に伴う具体的危険の存在が肯定されるためには、原子力発電所の運転に際し、当該原子力発電所のいかなる設備や構造等に起因し、どのような機序で、原告らの人格権を侵害する放射性物質を異常に放出するような事故が現実に発生する蓋然性があるのかということが、科学的、専門技術的知見を踏まえて検討されなければならない。そのような蓋然性を検討することなく、上記のような主張を展開する原告らの立論は、結局のところ、人格権侵害の具体的危険を主張立証したことにはならないから、失当であることは明らかである。

このことは、名古屋高裁金沢支部平成 30 年 7 月 4 日判決が、

「人格権に基づく原子力発電所の運転差止めの当否を考えるに当たって、緊急時の避難計画が作成されていなかったり、あるいはその内容に瑕疵があったとしても、そのことによって直ちに原子力発電所の危険性が肯定されるとか、運転の差止めという結論が導かれるものではなく、そもそも当該原子力発電所について人格権の侵害を招くような重大事故等を起こす具体的危険性があるか否かが検討されるべきであり、その危険性が肯定される場合に運転の差止請求が認められるというべきである。」として、避難計画の不備が原子力発電所の運転差止訴訟において独立した差止事由とはならないことを適確に判示しているとおりである。

4 原告らの人格権侵害に関するその他の主張が失当であること

(1) 原告らは、前記3の主張以外にも、第5準備書面及び第7準備書面において、人格権侵害に関するいくつかの主張を行っているところ、避難計画に関する原告らの指摘の当否を論ずる以前に、原告らの人格権侵害の具体的危険が認められる余地がないことは前記3のとおりであるから、原告らの上記各主張は、まずこの点においていずれも失当である。以下においては、上記の点を撇くとしても、原告らの第5準備書面及び第7準備書面における各主張が認められないことについて補足する。

(2) 水戸地裁判決について

原告らは、原告ら第7準備書面の第2において、水戸地裁令和3年3月18日判決（甲A第49号証）について「正当なものであり、矛盾はない」と主張する。

しかし、上記判決が放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険の有無について検討することなく、単に観念的ないし抽象的、潜在的な危険を前提に請求を認容したものであ

って、本件において参考となり得ないことは、答弁書のⅢの第9の4（135頁～136頁）で述べたとおりである。

したがって、原告らの上記主張は失当である。

（3）他の裁判例に基づく主張について

ア　原告らは、原告ら第7準備書面の第5において、避難計画の不備を差止事由とする裁判例として、①鹿児島地裁平成27年4月22日決定（判例時報2290号147頁）、②大津地裁平成28年3月9日決定（判例時報2290号75頁）、③福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定（判例時報2290号90頁）を挙げて、人格権に基づく差止請求権の要件や主張立証責任について縷々主張している。

イ　上記アの①及び③の各裁判例について

上記アの①の裁判例の抗告審決定が上記アの③の裁判例である。

上記アの①及び③の各裁判例は、いずれも、住民らの申立を却下しており、原告らが指摘する判示部分に基づいて「避難計画の不備」を理由に原子力発電所の運転差止を認めた決定ではない。したがって、上記アの①及び③の各裁判例における原告らの指摘する判示部分は本件において先例として参考にはなり得ないものである。

なお、上記アの③の裁判例においては、「発電用原子炉施設に起因する原子力災害の発生等に対する周辺住民の避難計画が全く存在しないか又は存在しないのと同視し得るにもかかわらずあえて当該発電用原子炉施設を運転等するような場合でない限り、当該避難計画が合理性ないし実効性を欠くものであるとしても、その一事をもって直ちに、当該発電用原子炉施

設が安全性に欠けるところがあるとして、当該発電用原子炉施設を設置、運転等する原子力事業者による周辺住民等の人格権（生命、身体に係る権利）に対する違法な侵害行為のおそれがあるということはできないと解すべきである。」と判示されている（高松高裁平成30年11月15日決定・判例時報2393・2394合併号383頁も同旨）ところ、前記第3で述べたとおり、本件発電所に係るUPZ内の地方公共団体はそれぞれ避難計画を策定済みであり、それらを含む女川地域の緊急時対応についても女川地域原子力防災協議会において、原子力災害対策指針等に照らし具体的かつ合理的なものであることが確認され、その確認結果は原子力防災会議にて了承されているのであるから、仮に、上記アの③の裁判例において原告らが指摘する判示部分を本件にあてはめようとしても、本件発電所について「避難計画が全く存在しないか又は存在しないのと同視し得る」といえないことは明らかである。

ウ 上記アの②の裁判例について

上記アの②の裁判例は、その保全抗告審決定である大阪高裁平成29年3月28日決定（判例時報2334号4頁）により取消されている。

同高裁決定も、上記アの①及び③の各裁判例同様、住民らの申立を却下しており、「避難計画の不備」を理由に原子力発電所の運転差止めを認めた裁判例ではない。なお、同高裁決定は、住民らの「合理性・実効性のある避難計画が策定されていることが原子力発電所の運転を許容できる条件であるから、司法審査においても、合理性・実効性のある避難計画策定の事実が認定できない限り、運転差止め請求が認容されるべきである。」

との主張に対し、「本件各原子力発電所においては、自然的立地条件に係る安全確保対策及び事故防止に係る安全確保対策（多重防護の考え方に基づく設計等）といった安全確保対策が講じられており、これらの対策により、炉心の著しい損傷や周辺環境への放射性物質の異常な放出に至ることは、まず想定しがたいといえる。」、「さらに、前記のとおり、本件各原子力発電所では、新規制基準を踏まえ、信頼性の高い上記の安全確保対策が奏功しない事態をもあえて想定した、より一層の安全確保対策（重大事故等対策）を充実させている。（中略）これらの対策が適切に講じられることにより、炉心の著しい損傷等を防止する確実性はさらに高まっており、本件各原子力発電所の安全性は疎明されているといえる。」と判示し、このことを前提とした上で、当該原子力発電所の地域において取り纏められ実施されている「避難計画等の原子力災害対策については、様々な点において未だ改善の余地があり、現に避難訓練を踏まえた改善策等が検討されているものの、その取組み姿勢や避難計画等の具体的な内容は適切なものであり、不合理な点があるとは認められない。」と判示し、住民らの主張を退けているものである。

エ それ故、原告らの上記アの主張が失当であることは明らかである。

（4）航空法や船舶安全法に基づく主張について

原告らは、原告ら第5準備書面の1において、「そもそも放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険を主張・立証できるかどうかとそのような重大事故が起きる可能性があるか否かは全く別なことである。」と主張し、航空法や船舶安全法を引き合いに出して縷々主張している。

しかし、原告らが主張の根拠として掲げる航空法施行規則や船舶安全法関連省令の各定めは、いずれも航空機内の旅客及び乗務員等並びに船舶内の旅客、乗船者及び船員等を保護することを目的として、航空機や船舶それ自体に設置する救命設備や脱出設備等に関する事項（航空事業者や船舶事業者の権限と責任をもって対処できる事項）を許可の基準とするものに過ぎないところ、上記各定めによる措置が、原子力発電所における万が一の事故に備えて、地方公共団体が住民の防災のために制定するべきとされる避難計画等とまったく次元を異にするものであることは明らかである。

したがって、原告らの上記主張が失当であることは明らかである。

（5）本件2号機に関する原子力発電所再稼働同意差止仮処分命令申立事件に関する主張について

原告らは、原告ら第5準備書面の1において、原告らが宮城県及び石巻市を債務者として申し立てた本件2号機に関する仙台地方裁判所令和元年（ヨ）第99号原子力発電所再稼働同意差止仮処分命令申立事件（却下決定は甲B第23号証の1）及びその抗告審である仙台高等裁判所令和2年（ラ）第115号原子力発電所再稼働同意差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件（棄却決定は甲B第23号証の2）について、「仮処分の一審が被告と同じ論理を用いて申立人らの請求を却下したが、控訴審は一審の論理を採用しなかった。前段否定の論理に貫かれた多重防護についての一審の裁判所の理解が十分でなかったからである。被告の主張は仮処分の抗告審で採用されなかつた論理を持ち出しているに過ぎない。」と主張している。

しかし、答弁書のⅡの第11の2(2)(38頁～39頁)において述べたとおり、上記抗告審は、「当裁判所は、原審同様、女川原子力発電所2号機の再稼働のための施設の整備等について、安全協定に基づく東北電力との事前協議に宮城県と石巻市が了解をすることや、再稼働を進める際に国が立地自治体の理解を得るためにされた経済産業大臣の要請に宮城県知事が理解を表明することは、2号機を再稼働させる東北電力の行為と同視できるものではなく、これらの立地自治体の行為自体が、再稼働による事故発生の際に住民が危険かつ困難な避難を強いられ無用な被ばくをしてしまうという抗告人らの主張する生命、身体の危険を直接生じさせる行為であるとは評価できないものと判断する。」、「東北電力との事前協議の了解や経済産業大臣の要請に対する理解の表明を差し止める仮処分をすることが、抗告人らの主張する避難計画に実効性がないため事故発生の際に無用な放射線被ばくをすることにより生ずる生命、身体の危険という人格権の侵害を予防するために必要であるとはいえず、抗告人らに生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためにこれを必要とするとき(民事保全法23条2項)にあたらないものと判断する。」として、宮城県及び石巻市の事前了解や理解の表明を差し止めることができ抗告人らの主張する生命、身体の危険を予防するために必要であると評価することはできないから、同意を差し止める必要性がそもそもないと判示したものであり、具体的危険に関する主張疎明責任については判示していないから、抗告審が具体的危険に関する主張疎明責任についての原決定の判断を否定したかのように言う原告らの主張は失当である。

したがって、原告らの上記主張が失当であることは明らかであ

る。

(6) 原子力規制委員会委員長の答弁に関する主張について

原告らは、原告ら第5準備書面の1において、「原告らが放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険を主張・立証できる、できないにかかわらず、重大事故の発生の可能性があることを前提に避難計画を議論すべきことは、上岡意見書(甲B27の1)の下記の記述からも明らかである。」として、令和3年4月8日の衆議院原子力問題調査特別委員会における政府特別補佐人(原子力規制委員会委員長)の答弁等を引用した主張をしている。

しかし、そもそも人格権に基づく差止請求が認められるためには人格権侵害による被害が生じる具体的危険の存在の主張・立証が必要であることは前記3のとおりであるところ、原告らの上記主張もまた「放射性物質大量放出事故が発生する(抽象的、潜在的な)可能性」をもって、差止請求を認めるべきという独自の論理を強弁しているに過ぎず、失当である。

また、原告らが主張の根拠として引用する原子力規制委員会委員長の衆議院原子力問題調査特別委員会での答弁等は、防災計画等の立案・検討をする際の姿勢を述べたものであり、個別の発電所において事故が発生する蓋然性があると述べたものではない。

なお、防災計画等の立案・検討をする上で、万が一の事故が起きることを想定して議論することは言わば当然の姿勢である(このような防災計画等の立案・検討についての議論をすることが、原子力発電所の安全性に問題があることを意味しないこともまた当然である。)。原告らは、防災計画等の立案・検討の議論と、原告らに主張・立証が求められている本件2号機の稼働によって

原告らに生ずる人格権侵害の具体的危険の議論とを、混同して（または議論をすり替えて）主張しているものに過ぎない。

したがって、原告らの上記主張が失当であることは明らかである。

第5 結論

以上のとおり、原告らの主張はいずれの点においても失当であるから、原告らの請求は棄却されるべきである。

以上